

監査公表 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

令和3年(2021年)4月16日

湖南省監査委員 渡邊悦夫
同 松原栄樹

定期監査結果

1. 監査の概要

1) 監査の期間

・令和3年2月15日・17日

2) 監査対象

・建設経済部

産業立地企画室、商工観光労政課、農林保全課、土木建設課
土木建設課（住宅室）、都市政策課

・上下水道事業所

上下水道課

2. 監査の方法及び着眼点

各所属とも、令和2年度（令和2年12月末現在）における財務事務及び事務事業等について、対象課から監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め関係職員の説明を聴取し、適法性・経済性・効率性・効果を主眼として実施した。

3. 監査の結果

各所属とも事務事業等の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められる。

全庁的な課題として、時間外勤務時間が突出して多い職員が存在する。また時間外勤務時間に対して、意識が薄い所属長が存在する。従前より指摘しているが、職員の健康管理に十分配慮し、業務の見直し・工夫を行い更なる時間外勤務の削減に努められたい。

各課においては、下記のとおり改善点を記述する。

建設経済部

1) 産業立地企画室

- ・特になし

2) 商工観光労政課

- ・今年度については新型コロナウイルス感染症の影響で十二坊トレイルラン&ウォークが中止となった。補助金についてはイベント開催準備に係る経費を精算し、補正予算で適切に対応されたい。

3) 農林保全課

- ・特になし

4) 土木建設課

- ・特になし

5) 土木建設課（住宅室）

- ・特になし

6) 都市政策課

- ・草津線複線化促進期成同盟会事業について、今年度については新型コロナウイルス感染症の影響で利用状況も厳しいと考えられるが、甲西駅行き違い設備などの複線化はもとより、ダイヤの増強をはじめ更なる利便性の向上にも努めてもらいたい。

上下水道事業所

1) 上下水道課

- ・水道事業用地として借受している土地代金の支払について、12月末時点では未払いとなっている。支払時期について再検討されたい。